

○旅行業の登録制度の概要

		登録行政庁 (申請先)	業務範囲※1				登録要件		
			企画旅行			手配旅行	営業保証金 ※2	基準資産	旅行業務 取扱管理者 の選任
			募集型		受注型				
			海外	国内					
旅行業者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7000万 (1400万)	3000万	必要
	第2種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	○	○	○	1100万 (220万)	700万	必要
	第3種	〃	×	△ (隣接市 町村等)	○	○	300万 (60万)	300万	必要
	地域限定	〃	×	△ (〃)	△ (〃)	△ (〃)	100万 (20万)	100万	必要
旅行業者代理業		〃	旅行業者から委託された業務				不要	-	必要

※1: 業務範囲について

- 募集型企画旅行 → 旅行業者が、予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの(ex.パッケージツアー)
- 受注型企画旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの(ex.修学旅行)
- 手配旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するもの

※2: 旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金として納付。
また、金額は年間の取扱額が2億円未満の場合であり、以降、取扱額の増加に応じて、供託すべき金額が加算。